

令和6年度 条例予算特別委員会

当初予算案等説明資料

I. 予算案

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 令和6年度 予算案総括表 | 1 頁 |
| 2. 重要施策 | 5 頁 |
| 3. 議案第32号 令和6年度 一般会計予算案 | 9 頁 |
| 4. 議案第47号 令和6年度 下水道事業会計予算案 | 39 頁 |

II. 条例案

- | | |
|--|------|
| 1. 議案第85号 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 | 71 頁 |
| 2. 議案第86号 福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 | 85 頁 |
| 3. 議案第87号 福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案 | 88 頁 |
| 4. 議案第88号 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案 | 91 頁 |

III. 一般議案

- | | |
|---|-------|
| 1. 議案第99号 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う
定款の変更に関する同意について | 103 頁 |
|---|-------|

- | | |
|-----------------------|-------|
| IV. 令和6年度 道路下水道局組織編成案 | 107 頁 |
|-----------------------|-------|

令和6年3月
道路下水道局

1. 令和6年度予算案総括表

(1) 一般会計

区分	令和6年度 A ※下段()書きは対前年度比					令和	
	予算額	財源内訳				予算額	特 国県支出金
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他			
道路・街路	28,127,039 (104.6%)	3,106,646 (86.3%)	12,200,000 (112.5%)	4,922,393 (95.7%)	7,898,000 (108.4%)	26,879,763	3,599,876
		計 20,229,039 (103.3%)					
河川	4,514,262 (117.4%)	382,200 (113.8%)	3,259,000 (125.7%)	37,794 (156.3%)	835,268 (93.4%)	3,846,727	336,000
		計 3,678,994 (124.6%)					
下水道	20,362,611 (100.4%)	442 (100.0%)	—	— (0.0%)	20,362,169 (100.4%)	20,278,762	442
		計 442 (100.0%)					
公債費	—	—	—	1,489,635	△ 1,489,635	—	—
計	53,003,912	3,489,288	15,459,000	6,449,822	27,605,802	51,005,252	3,936,318

(単位:千円)

5 年 度 B			比 較 A - B				
財 源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一般財源
市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
10,849,000	5,142,706	7,288,181	1,247,276	△ 493,230	1,351,000	△ 220,313	609,819
計 19,591,582				計 637,457			
2,592,000	24,183	894,544	667,535	46,200	667,000	13,611	△ 59,276
計 2,952,183				計 726,811			
—	—	20,278,320	83,849	—	—	—	83,849
計 442				計 —			
—	1,665,578	△ 1,665,578	—	—	—	△ 175,943	175,943
13,441,000	6,832,467	26,795,467	1,998,660	△ 447,030	2,018,000	△ 382,645	810,335

(2) 下水道事業会計

○ 収益的收入及び支出

区 分	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
			金額 A-B	率 A/B
収益的收入	57,875,175	56,717,936	1,157,239	102.0 %
収益の支出	51,270,563	50,668,103	602,460	101.2 %
差 引	6,604,612	6,049,833	554,779	109.2 %

○ 資本的收入及び支出

区 分	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
			金額 A-B	率 A/B
資本的收入	32,297,109	35,043,238	△ 2,746,129	92.2 %
資本の支出	57,546,333	60,278,774	△ 2,732,441	95.5 %
差 引	△ 25,249,224	△ 25,235,536	△ 13,688	100.1 %

(単位:千円)

備	考

(単位:千円)

備	考

2. 重要施策

()書きは5年度予算額

(1) 道路・街路整備

(19,518,568千円)

20,184,852千円

(8,331,640千円)

ア 道路橋りょう整備

9,391,448千円

安全で快適な生活環境の確保を図るため、都市交通の円滑化や都市の魅力の向上等に資する幹線道路や市民生活に密着した生活道路の整備、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく補修等を行う。

(6,062,152千円)

イ 交通安全施設整備

6,680,744千円

市民の安全・安心の確保を図るため、通学路の安全対策や、道路のバリアフリー化、無電柱化、自転車通行空間の整備、道路照明灯のLED化等を推進する。

(5,124,776千円)

ウ 都市計画道路整備

4,112,660千円

都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出する都市計画道路の整備を進める。

また、雑餉隈駅付近において、交通の利便性や安全性の向上を図るため、連続立体交差事業に伴う側道の整備を進める。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	備 考
幹 線 道 路 整 備	2,114,493	1,533,891	580,602	都市計画道路の整備、無電柱化の推進等
生 活 道 路 等 整 備	3,899,106	3,415,834	483,272	市民生活に密着した道路拡幅や側溝整備等
交 通 安 全 施 設 整 備	5,749,295	5,292,722	456,573	通学路等の安全対策、道路のバリアフリー化、無電柱化、自転車通行空間整備等
連 続 立 体 交 差 事 業	840,621	2,482,180	△ 1,641,559	西鉄天神大牟田線(雑餉隈駅付近)
直 轄 工 事 費 負 担 金	689,000	689,000	—	国道3号等
道 路 施 設 の ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	4,414,809	3,679,523	735,286	道路や橋梁等のアセットマネジメント
そ の 他	2,477,528	2,425,418	52,110	事業費対象外給与費、私道整備費補助金、福岡北九州高速道路公社への出資金、貸付金等
合 計	20,184,852	19,518,568	666,284	

(2) 河川整備 (3,364,053千円)
4,016,074千円

ア 浸水対策 (3,234,053千円)
3,702,074千円

大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、護岸の整備等の河川改修を推進するとともに、雨水の流出抑制を目的とした治水池の整備を行う。
また、老朽化した施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕・更新を進める。

イ 環境整備 (130,000千円)
314,000千円

市民が身近にふれあえる水辺環境を創出するため、河川の持つ環境や地域の特性に配慮し、うるおいや親しみのある環境整備を進める。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	備 考
治 水 対 策	2,441,390	2,103,445	337,945	周船寺川、金屑川、香椎川等
局 地 的 豪 雨 対 策	25,000	10,200	14,800	大谷川
環 境 整 備	314,000	130,000	184,000	弁天川
河川施設のアセット マ ネ ジ メ ン ト	1,035,234	920,178	115,056	吉塚新川、上牟田川、綿打川等
そ の 他	200,450	200,230	220	事業費対象外給与費
合 計	4,016,074	3,364,053	652,021	

(3) 下水道整備

(26,187,000 千円)

26,789,000 千円

下水道サービスを継続的に提供するため、管渠・ポンプ場・水処理センターにおける老朽化した施設の改築更新を最重点として、計画的に取り組む。

また、重点地区を定めた「雨水整備Doプラン2026」により、雨水対策を進めるとともに、天神周辺地区については、都心部の雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」により、従来の流下型施設の整備に加え、雨水流出抑制施設の導入も進める。

さらに、地震被害を軽減するための既存施設の耐震化に取り組む。

また、新たなまちづくりに併せた施設の整備、公共用水域の水質保全のための合流式下水道の改善など、管渠・ポンプ場・水処理センターの整備を計画的に推進し、都市環境の向上に努める。

加えて、資源の有効利用を図るため、下水処理水による再生水利用を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組む。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	備 考
下水道施設のアセット マネジメント (改築更新)	15,951,166	14,254,138	1,697,028	管渠 43km、 梅光園ポンプ場、 西部水処理センター 外
浸 水 対 策	5,490,200	4,879,041	611,159	中部13号幹線、中部15号幹線 外
地 震 対 策	1,874,935	3,501,696	△ 1,626,761	月隈第8雨水幹線 外
未整備区域の解消	2,641,699	2,524,835	116,864	みなと香椎 外
合流式下水道の改善	339,000	725,290	△ 386,290	天神周辺地区 外
再 生 水 利 用	492,000	302,000	190,000	中部水処理センター 外
合 計	26,789,000	26,187,000	602,000	

3. 議案第32号 令和6年度一般会計予算案

(1) 歳入

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
45	16款 交通安全対策 特別交付金	490,000	570,000	△ 80,000	86.0
	1項 交通安全対策 特別交付金 1. 交通安全対策 特別交付金	490,000	570,000	△ 80,000	86.0
46 ・ 47	17款 分担金及び負担金	64,798	45,472	19,326	142.5
	1項 負 担 金 6. 土 木 費 負 担 金	61,798	43,472	18,326	142.2
47	7. 都市計画費負担金	3,000	2,000	1,000	150.0
54 ・ 55	18款 使用料及び手数料	4,424,156	4,206,507	217,649	105.2
	1項 使 用 料 7. 土 木 使 用 料	4,394,667	4,168,716	225,951	105.4
56	8. 都市計画使用料	1	1	—	100.0
63	2項 手 数 料 7. 土 木 手 数 料	27,613	35,910	△ 8,297	76.9
65	3項 収入証紙収入 1. 収入証紙収入	1,875	1,880	△ 5	99.7

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増減
交通安全対策特別交付金(一般財源)			
1. 土木総務費負担金	11,756	2,750	9,006
2. 道路橋りょう総務費負担金	5,594	—	5,594
3. 道路維持費負担金	26,238	25,462	776
4. 交通安全施設等整備事業費負担金	17,900	14,950	2,950
5. 河川水路総務費負担金	100	100	—
6. 河川水路維持費負担金	210	210	—
街路新設改良費負担金			
1. 自転車駐車場使用料	845,132	830,381	14,751
2. バスターミナル使用料	26,906	27,324	△ 418
3. 道路占用料	3,490,717	3,283,507	207,210
4. 河川水路使用料	25,587	21,173	4,414
5. 河川管理施設使用料	21	21	—
6. 土木施設使用料	4,591	4,597	△ 6
7. 屋台設備使用料	1,713	1,713	—
都市計画施設使用料			
1. 自転車保管手数料	27,573	35,870	△ 8,297
2. 砂利採取計画認可申請手数料	39	39	—
3. 特殊車両通行許可申請手数料	1	1	—
収入証紙収入			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
79 ・ 80	19款 国庫支出金	3,329,288	3,803,318	△ 474,030	87.5
	2項 国庫補助金 7. 土木費国庫補助金	2,246,269	2,150,290	95,979	104.5
82	8. 都市計画費国庫補助金	1,083,019	1,653,028	△ 570,009	65.5
97	20款 県支出金	160,000	133,000	27,000	120.3
	2項 県補助金 7. 土木費県補助金	160,000	133,000	27,000	120.3
102	21款 財産収入	317,002	268,923	48,079	117.9
	1項 財産運用収入 1. 財産貸付収入	274,472	237,022	37,450	115.8
106 ・ 107	2項 財産売払収入 1. 不動産売払収入	42,158	31,529	10,629	133.7
	2. 物品売払収入	372	372	—	100.0
116	▲款 繰入金	—	500,000	△ 500,000	皆減
	▲項 土地開発基金繰入金 ▲. 土地開発基金繰入金	—	500,000	△ 500,000	皆減

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増減
1. 道路新設改良費補助金	961,994	936,175	25,819
2. 交通安全施設等整備事業費補助金	1,062,075	1,011,115	50,960
3. 河川水路改修費補助金	222,200	203,000	19,200
1. 街路新設改良費補助金	1,082,577	1,652,586	△ 570,009
2. 下水道費補助金	442	442	—
1. 都市基盤河川改修費補助金	153,000	133,000	20,000
2. 福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金	7,000	—	7,000
1. 土地貸付収入	64,411	62,273	2,138
2. 建物等貸付収入	210,061	174,749	35,312
土地建物売払収入			
物品売払収入			
▲土地開発基金受入金			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
	25款 諸 収 入	1,643,866	1,811,565	△ 167,699	90.7
117	1項 延滞金、加算金 及び過料 1. 延滞金、加算金及び過料	11	11	—	100.0
118 ・ 119	2項 保険料収入 1. 保険料収入	30,865	29,284	1,581	105.4
120	4項 貸付金元利収入 5. 都市計画費貸付金 元 利 収 入	1,489,635	1,665,578	△ 175,943	89.4
121	6項 補 償 金 1. 土 木 費 補 償 金	73,136	72,712	424	100.6
126 ・ 127	12項 雑 入 8. 土 木 費 雑 入	4,510	4,698	△ 188	96.0
127 ・ 128	13. そ の 他 の 雑 入	45,709	39,282	6,427	116.4
	26款 市 債	15,459,000	13,441,000	2,018,000	115.0
130 ・ 131	1項 市 債 7. 土 木 債	13,110,000	10,736,000	2,374,000	122.1
	8. 都 市 計 画 債	2,349,000	2,705,000	△ 356,000	86.8
	一 般 会 計 歳 入 合 計	25,888,110	24,779,785	1,108,325	104.5

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増減
税外収入延滞金			
1. 雇用保険料収入	2,636	2,348	288
2. 厚生年金保険料収入	28,229	26,936	1,293
高速道路公社貸付金			
土木施設補償金			
放置自転車売却取得金			
その他の雑入			
1. 道路橋りょう整備債	9,851,000	8,144,000	1,707,000
2. 河川水路改良債	3,259,000	2,592,000	667,000
1. 街路橋りょう整備債	1,253,000	1,619,000	△ 366,000
2. 都市高速道路事業債	1,096,000	1,086,000	10,000

(2) 歳出

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
358 } 361	8 款 土 木 費 1 項 土 木 管 理 費 1. 土 木 総 務 費	657,004	614,634	42,370	106.9
360 } 363	2 項 道 路 橋 り よ う 費 1. 道 路 橋 り よ う 総 務 費	3,850,471	3,502,799	347,672	109.9

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減										
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・58人 (うち会計年度任用職員・2人)	630,000	606,327	23,673										
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">関連歳入</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">601</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">511</td> </tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	601	雇用保険料収入	90	厚生年金保険料収入	511					
関連歳入													
(25)諸収入	601												
雇用保険料収入	90												
厚生年金保険料収入	511												
2. その他の経費 経常事務費等	27,004	8,307	18,697										
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">関連歳入</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(17)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">11,756</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">土木総務費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">収入証紙収入</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(17)分担金及び負担金	11,756	土木総務費負担金		(18)使用料及び手数料	1	収入証紙収入				
関連歳入													
(17)分担金及び負担金	11,756												
土木総務費負担金													
(18)使用料及び手数料	1												
収入証紙収入													
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">18,391</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">638,608</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">657,004</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	18,391	負担金、補助及び交付金	5	その他(事務費等)	638,608	計	657,004			
区 分	金 額												
委託料	18,391												
負担金、補助及び交付金	5												
その他(事務費等)	638,608												
計	657,004												
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・227人 (うち会計年度任用職員・66人)	1,502,690	1,491,545	11,145										
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">関連歳入</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">74,243</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">1,624</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">19,358</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">土木施設補償金</td> <td style="text-align: right;">53,261</td> </tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	74,243	雇用保険料収入	1,624	厚生年金保険料収入	19,358	土木施設補償金	53,261			
関連歳入													
(25)諸収入	74,243												
雇用保険料収入	1,624												
厚生年金保険料収入	19,358												
土木施設補償金	53,261												

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
360 } 363	〔 1. 道路橋りょう総務費 〕				

事 項 説 明																																																			
	6年度	5年度	千円 増減																																																
2. 道路台帳補正等経費	293,047	215,308	77,739																																																
ア 道路台帳補正経費	156,340	79,548	76,792																																																
イ 境界協議等事務経費	28,080	26,894	1,186																																																
ウ 不法占用物件対策等経費	1,150	1,141	9																																																
エ 経常事務費等	107,477	107,725	△ 248																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">1,783</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 屋台設備使用料</td> <td style="text-align: right;">1,713</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 収入証紙収入</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">31,078</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地建物売払収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">1,930</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の雑入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				関連歳入				(18)使用料及び手数料	1,783			屋台設備使用料	1,713			収入証紙収入	70			(21)財産収入	31,078			土地建物売払収入				(25)諸収入	1,930			その他の雑入																			
関連歳入																																																			
(18)使用料及び手数料	1,783																																																		
屋台設備使用料	1,713																																																		
収入証紙収入	70																																																		
(21)財産収入	31,078																																																		
土地建物売払収入																																																			
(25)諸収入	1,930																																																		
その他の雑入																																																			
3. 自転車対策関連経費	1,723,769	1,560,674	163,095																																																
有料自転車駐車場管理運営及び放置自転車対策等																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">872,973</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 自転車駐車場使用料</td> <td style="text-align: right;">845,132</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土木施設使用料</td> <td style="text-align: right;">268</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 自転車保管手数料</td> <td style="text-align: right;">27,573</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">7,408</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地貸付収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">20,775</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 放置自転車売却収得金</td> <td style="text-align: right;">4,510</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の雑入</td> <td style="text-align: right;">16,265</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">154,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 道路橋りょう整備債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				関連歳入				(18)使用料及び手数料	872,973			自転車駐車場使用料	845,132			土木施設使用料	268			自転車保管手数料	27,573			(21)財産収入	7,408			土地貸付収入				(25)諸収入	20,775			放置自転車売却収得金	4,510			その他の雑入	16,265			(26)市債	154,000			道路橋りょう整備債			
関連歳入																																																			
(18)使用料及び手数料	872,973																																																		
自転車駐車場使用料	845,132																																																		
土木施設使用料	268																																																		
自転車保管手数料	27,573																																																		
(21)財産収入	7,408																																																		
土地貸付収入																																																			
(25)諸収入	20,775																																																		
放置自転車売却収得金	4,510																																																		
その他の雑入	16,265																																																		
(26)市債	154,000																																																		
道路橋りょう整備債																																																			
4. 駐車対策等経費	167,683	84,191	83,492																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">267,061</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地貸付収入</td> <td style="text-align: right;">57,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 建物等貸付収入</td> <td style="text-align: right;">210,061</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 道路橋りょう整備債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				関連歳入				(21)財産収入	267,061			土地貸付収入	57,000			建物等貸付収入	210,061			(26)市債	25,000			道路橋りょう整備債																											
関連歳入																																																			
(21)財産収入	267,061																																																		
土地貸付収入	57,000																																																		
建物等貸付収入	210,061																																																		
(26)市債	25,000																																																		
道路橋りょう整備債																																																			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
360 └ 363	〔 1. 道路橋りよう総務費 〕				
364 └ 367	2. 道路維持費	3,434,712	3,243,762	190,950	105.9

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減																
5. 藤崎バス乗継ターミナル管理等経費	47,492	47,723	△ 231																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(18)使用料及び手数料</td><td style="text-align: right;">31,229</td></tr> <tr><td> バスターミナル使用料</td><td style="text-align: right;">26,906</td></tr> <tr><td> 土木施設使用料</td><td style="text-align: right;">4,323</td></tr> <tr><td>(25)諸収入</td><td style="text-align: right;">3,857</td></tr> <tr><td> その他の雑入</td><td></td></tr> </table>	関連歳入		(18)使用料及び手数料	31,229	バスターミナル使用料	26,906	土木施設使用料	4,323	(25)諸収入	3,857	その他の雑入								
関連歳入																			
(18)使用料及び手数料	31,229																		
バスターミナル使用料	26,906																		
土木施設使用料	4,323																		
(25)諸収入	3,857																		
その他の雑入																			
6. 道路照明補助金 防犯灯補助事業、防犯灯のLED化	94,431	86,744	7,687																
7. その他の経費	21,359	16,614	4,745																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(17)分担金及び負担金</td><td style="text-align: right;">5,594</td></tr> <tr><td> 道路橋りょう総務費負担金</td><td></td></tr> <tr><td>(18)使用料及び手数料</td><td style="text-align: right;">1,805</td></tr> <tr><td> 特殊車両通行許可申請手数料</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td> 収入証紙収入</td><td style="text-align: right;">1,804</td></tr> <tr><td>(25)諸収入</td><td style="text-align: right;">591</td></tr> <tr><td> その他の雑入</td><td></td></tr> </table>	関連歳入		(17)分担金及び負担金	5,594	道路橋りょう総務費負担金		(18)使用料及び手数料	1,805	特殊車両通行許可申請手数料	1	収入証紙収入	1,804	(25)諸収入	591	その他の雑入				
関連歳入																			
(17)分担金及び負担金	5,594																		
道路橋りょう総務費負担金																			
(18)使用料及び手数料	1,805																		
特殊車両通行許可申請手数料	1																		
収入証紙収入	1,804																		
(25)諸収入	591																		
その他の雑入																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">1,653,532</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">156,117</td></tr> <tr><td>工事請負費</td><td style="text-align: right;">289,870</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">208,409</td></tr> <tr><td>補償、補填及び賠償金</td><td style="text-align: right;">443</td></tr> <tr><td>その他(事務費等)</td><td style="text-align: right;">1,542,100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">3,850,471</td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	1,653,532	使用料及び賃借料	156,117	工事請負費	289,870	負担金、補助及び交付金	208,409	補償、補填及び賠償金	443	その他(事務費等)	1,542,100	計	3,850,471			
区 分	金 額																		
委託料	1,653,532																		
使用料及び賃借料	156,117																		
工事請負費	289,870																		
負担金、補助及び交付金	208,409																		
補償、補填及び賠償金	443																		
その他(事務費等)	1,542,100																		
計	3,850,471																		
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・16人 (うち会計年度任用職員・16人)	65,936	88,176	△ 22,240																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(25)諸収入</td><td style="text-align: right;">5,022</td></tr> <tr><td> 雇用保険料収入</td><td style="text-align: right;">314</td></tr> <tr><td> 厚生年金保険料収入</td><td style="text-align: right;">4,708</td></tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	5,022	雇用保険料収入	314	厚生年金保険料収入	4,708											
関連歳入																			
(25)諸収入	5,022																		
雇用保険料収入	314																		
厚生年金保険料収入	4,708																		

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
364 ↳ 367	{ 2. 道 路 維 持 費 }				

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減																										
2. 維持補修費 道路・側溝補修等	2,744,287	2,517,576	226,711																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(17)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">26,238</td> </tr> <tr> <td> 道路維持費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">3,490,717</td> </tr> <tr> <td> 道路占用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">372</td> </tr> <tr> <td> 物品売払収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">37,131</td> </tr> <tr> <td> 税外収入延滞金</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td> 土木施設補償金</td> <td style="text-align: right;">19,875</td> </tr> <tr> <td> その他の雑入</td> <td style="text-align: right;">17,246</td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">572,000</td> </tr> <tr> <td> 道路橋りょう整備債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(17)分担金及び負担金	26,238	道路維持費負担金		(18)使用料及び手数料	3,490,717	道路占用料		(21)財産収入	372	物品売払収入		(25)諸収入	37,131	税外収入延滞金	10	土木施設補償金	19,875	その他の雑入	17,246	(26)市債	572,000	道路橋りょう整備債				
関連歳入																													
(17)分担金及び負担金	26,238																												
道路維持費負担金																													
(18)使用料及び手数料	3,490,717																												
道路占用料																													
(21)財産収入	372																												
物品売払収入																													
(25)諸収入	37,131																												
税外収入延滞金	10																												
土木施設補償金	19,875																												
その他の雑入	17,246																												
(26)市債	572,000																												
道路橋りょう整備債																													
3. 道路照明電気料	548,473	548,473	—																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">5,820</td> </tr> <tr> <td> その他の雑入</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	5,820	その他の雑入																								
関連歳入																													
(25)諸収入	5,820																												
その他の雑入																													
4. 補修事務所維持管理経費	76,016	89,537	△ 13,521																										

区 分	金 額
光熱水費	397,318
修繕料	223,888
委託料	1,218,407
工事請負費	1,324,541
原材料費	34,972
負担金、補助及び交付金	124,315
その他(事務費等)	111,271
計	3,434,712

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
366 ↳ 369	3. 道路新設改良費	9,391,448	8,331,640	1,059,808	112.7

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減																
1. 公共事業	1,870,478	1,873,384	△ 2,906																
道路新設・改良・道路修繕等 香椎4800号線 外18路線																			
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">961,994</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道路新設改良費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(26)市債</td> <td style="text-align: right;">748,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道路橋りょう整備債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(19)国庫支出金	961,994	道路新設改良費補助金		(26)市債	748,000	道路橋りょう整備債										
関連歳入																			
(19)国庫支出金	961,994																		
道路新設改良費補助金																			
(26)市債	748,000																		
道路橋りょう整備債																			
2. 単独事業	6,281,665	5,246,175	1,035,490																
道路新設・改良・道路修繕等 名子4845号線 外																			
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(26)市債</td> <td style="text-align: right;">4,704,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道路橋りょう整備債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(26)市債	4,704,000	道路橋りょう整備債														
関連歳入																			
(26)市債	4,704,000																		
道路橋りょう整備債																			
3. 私道整備費補助金	3,000	3,000	—																
4. 直轄工事費負担金	689,000	689,000	—																
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(26)市債</td> <td style="text-align: right;">620,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道路橋りょう整備債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(26)市債	620,000	道路橋りょう整備債														
関連歳入																			
(26)市債	620,000																		
道路橋りょう整備債																			
5. 事業費対象外給与費	547,305	520,081	27,224																
一般職職員・80人 (うち会計年度任用職員・4人)																			
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">2,152</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">298</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">1,854</td> </tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	2,152	雇用保険料収入	298	厚生年金保険料収入	1,854											
関連歳入																			
(25)諸収入	2,152																		
雇用保険料収入	298																		
厚生年金保険料収入	1,854																		
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">1,425,658</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">5,641,568</td> </tr> <tr> <td>公有財産購入費</td> <td style="text-align: right;">788,900</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">700,164</td> </tr> <tr> <td>補償、補填及び賠償金</td> <td style="text-align: right;">223,160</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">611,998</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">9,391,448</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	1,425,658	工事請負費	5,641,568	公有財産購入費	788,900	負担金、補助及び交付金	700,164	補償、補填及び賠償金	223,160	その他(事務費等)	611,998	計	9,391,448			
区 分	金 額																		
委託料	1,425,658																		
工事請負費	5,641,568																		
公有財産購入費	788,900																		
負担金、補助及び交付金	700,164																		
補償、補填及び賠償金	223,160																		
その他(事務費等)	611,998																		
計	9,391,448																		

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
368 ↳ 373	4. 交通安全施設等 整備事業費	6,680,744	6,062,152	618,592	110.2

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減																
1. 公共事業 歩道設置・無電柱化・自転車通行空間整備・駐輪場整備等 箱崎146号線 外34路線	2,043,000	1,947,459	95,541																
関連歳入 (17)分担金及び負担金 13,900 交通安全施設等整備事業費負担金 (19)国庫支出金 1,062,075 交通安全施設等整備事業費補助金 (26)市債 850,000 道路橋りょう整備債																			
2. 単独事業 歩道設置・防護柵設置・歩道段差解消・自転車通行空間整備等 竹下2118号線 外	4,186,895	3,664,838	522,057																
関連歳入 (17)分担金及び負担金 4,000 交通安全施設等整備事業費負担金 (26)市債 2,178,000 道路橋りょう整備債																			
3. 事業費対象外給与費 一般職職員・71人 (うち会計年度任用職員・4人)	450,849	449,855	994																
関連歳入 (25)諸収入 1,330 雇用保険料収入 128 厚生年金保険料収入 1,202																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">710,499</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">4,619,908</td> </tr> <tr> <td>公有財産購入費</td> <td style="text-align: right;">252,450</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">240,826</td> </tr> <tr> <td>補償、補填及び賠償金</td> <td style="text-align: right;">337,840</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">519,221</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">6,680,744</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	710,499	工事請負費	4,619,908	公有財産購入費	252,450	負担金、補助及び交付金	240,826	補償、補填及び賠償金	337,840	その他(事務費等)	519,221	計	6,680,744			
区 分	金 額																		
委託料	710,499																		
工事請負費	4,619,908																		
公有財産購入費	252,450																		
負担金、補助及び交付金	240,826																		
補償、補填及び賠償金	337,840																		
その他(事務費等)	519,221																		
計	6,680,744																		

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
372 ↳ 375	3項 河川水路費 1. 河川水路総務費	142,815	130,455	12,360	109.5
374 ・ 375	2. 河川水路維持費	355,373	352,219	3,154	100.9

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減																						
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・19人 (うち会計年度任用職員・1人)	138,453	125,893	12,560																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">418</td> </tr> <tr> <td>雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">118</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	418	雇用保険料収入	118	厚生年金保険料収入	300																	
関連歳入																									
(25)諸収入	418																								
雇用保険料収入	118																								
厚生年金保険料収入	300																								
2. その他の経費	4,362	4,562	△ 200																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(17)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>河川水路総務費負担金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(17)分担金及び負担金	100	河川水路総務費負担金																				
関連歳入																									
(17)分担金及び負担金	100																								
河川水路総務費負担金																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">2,130</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">140,659</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">142,815</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	26	負担金、補助及び交付金	2,130	その他(事務費等)	140,659	計	142,815															
区 分	金 額																								
委託料	26																								
負担金、補助及び交付金	2,130																								
その他(事務費等)	140,659																								
計	142,815																								
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・1人 (うち会計年度任用職員・1人)	4,031	7,739	△ 3,708																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">315</td> </tr> <tr> <td>雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">296</td> </tr> </table>	関連歳入		(25)諸収入	315	雇用保険料収入	19	厚生年金保険料収入	296																	
関連歳入																									
(25)諸収入	315																								
雇用保険料収入	19																								
厚生年金保険料収入	296																								
2. 河川水路の維持補修経費	351,342	344,480	6,862																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(17)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">210</td> </tr> <tr> <td>河川水路維持費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">25,647</td> </tr> <tr> <td>河川水路使用料</td> <td style="text-align: right;">25,587</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設使用料</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>砂利採取計画認可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">11,080</td> </tr> <tr> <td>土地建物売払収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>税外収入延滞金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(17)分担金及び負担金	210	河川水路維持費負担金		(18)使用料及び手数料	25,647	河川水路使用料	25,587	河川管理施設使用料	21	砂利採取計画認可申請手数料	39	(21)財産収入	11,080	土地建物売払収入		(25)諸収入	1	税外収入延滞金				
関連歳入																									
(17)分担金及び負担金	210																								
河川水路維持費負担金																									
(18)使用料及び手数料	25,647																								
河川水路使用料	25,587																								
河川管理施設使用料	21																								
砂利採取計画認可申請手数料	39																								
(21)財産収入	11,080																								
土地建物売払収入																									
(25)諸収入	1																								
税外収入延滞金																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">182,897</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">133,732</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">38,744</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">355,373</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	182,897	工事請負費	133,732	その他(事務費等)	38,744	計	355,373															
区 分	金 額																								
委託料	182,897																								
工事請負費	133,732																								
その他(事務費等)	38,744																								
計	355,373																								

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
374 } 379	3. 河川水路改良費	4,016,074	3,364,053	652,021	119.4

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減																		
1. 公共事業	622,000	548,000	74,000																		
<p>都市基盤河川改修、準用河川改修等 周船寺川 外7河川 2池</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">222,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川水路改修費補助金</td> </tr> <tr> <td>(20)県支出金</td> <td style="text-align: right;">160,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都市基盤河川改修費補助金 153,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">7,000</td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">215,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川水路改良債</td> </tr> </table>				関連歳入		(19)国庫支出金	222,200	河川水路改修費補助金		(20)県支出金	160,000	都市基盤河川改修費補助金 153,000		福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金			7,000	(26)市債	215,000	河川水路改良債	
関連歳入																					
(19)国庫支出金	222,200																				
河川水路改修費補助金																					
(20)県支出金	160,000																				
都市基盤河川改修費補助金 153,000																					
福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金																					
	7,000																				
(26)市債	215,000																				
河川水路改良債																					
2. 単独事業	3,193,624	2,615,823	577,801																		
<p>河川水路改良、準用河川改修(単独)、局地的豪雨対策、河川施設のアセットマネジメント等 香椎川 外</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">3,044,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川水路改良債</td> </tr> </table>				関連歳入		(26)市債	3,044,000	河川水路改良債													
関連歳入																					
(26)市債	3,044,000																				
河川水路改良債																					
3. 事業費対象外給与費	200,450	200,230	220																		
<p>一般職職員・27人</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雇用保険料収入</td> </tr> </table>				関連歳入		(25)諸収入	23	雇用保険料収入													
関連歳入																					
(25)諸収入	23																				
雇用保険料収入																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">441,170</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">3,256,254</td> </tr> <tr> <td>公有財産購入費</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">10,400</td> </tr> <tr> <td>補償、補填及び賠償金</td> <td style="text-align: right;">65,000</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">235,250</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,016,074</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	金 額	委託料	441,170	工事請負費	3,256,254	公有財産購入費	8,000	負担金、補助及び交付金	10,400	補償、補填及び賠償金	65,000	その他(事務費等)	235,250	計	4,016,074		
区 分	金 額																				
委託料	441,170																				
工事請負費	3,256,254																				
公有財産購入費	8,000																				
負担金、補助及び交付金	10,400																				
補償、補填及び賠償金	65,000																				
その他(事務費等)	235,250																				
計	4,016,074																				

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
400 ↳ 405	9 款 都市計画費 3 項 街路橋りょう費 1. 街路新設改良費	4,112,660	5,124,776	△ 1,012,116	80.3

事 項 説 明																								
	6年度	5年度	千円 増減																					
1. 公共事業	2,015,384	3,040,602	△ 1,025,218																					
ア 新設改良 （都）長尾橋本線 外7路線	1,215,384	660,602	554,782																					
イ 鉄道高架 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）	800,000	2,380,000	△ 1,580,000																					
【土地の取得】																								
・所在地	福岡市博多区南本町二丁目34の一部外40カ所																							
・地 目	雑種地外																							
・面 積	約3,475平方メートル																							
・予算額	759,000千円																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>街路新設改良費負担金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">1,082,577</td> <td></td> </tr> <tr> <td>街路新設改良費補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">836,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>街路橋りょう整備債</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				関連歳入			(17)分担金及び負担金	3,000		街路新設改良費負担金			(19)国庫支出金	1,082,577		街路新設改良費補助金			(26)市債	836,000		街路橋りょう整備債		
関連歳入																								
(17)分担金及び負担金	3,000																							
街路新設改良費負担金																								
(19)国庫支出金	1,082,577																							
街路新設改良費補助金																								
(26)市債	836,000																							
街路橋りょう整備債																								
2. 単独事業	620,902	631,692	△ 10,790																					
（都）国道3号線 外																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画施設使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">417,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>街路橋りょう整備債</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				関連歳入			(18)使用料及び手数料	1		都市計画施設使用料			(26)市債	417,000		街路橋りょう整備債								
関連歳入																								
(18)使用料及び手数料	1																							
都市計画施設使用料																								
(26)市債	417,000																							
街路橋りょう整備債																								
3. 都市高速道路事業	1,142,175	1,130,972	11,203																					
福岡北九州高速道路公社への出資金、貸付金等																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地貸付収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26)市債</td> <td style="text-align: right;">1,096,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市高速道路事業債</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				関連歳入			(21)財産収入	3		土地貸付収入			(26)市債	1,096,000		都市高速道路事業債								
関連歳入																								
(21)財産収入	3																							
土地貸付収入																								
(26)市債	1,096,000																							
都市高速道路事業債																								

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
400 ↳ 405	(1. 街路新設改良費)				
414 ↳ 417	5項下水道費 1. 下水道費	20,362,611	20,278,762	83,849	100.4

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増減
4. 事業費対象外給与費 一般職職員・46人	334,199	321,510	12,689

関連歳入 (25)諸収入 雇用保険料収入	22
----------------------------	----

区 分	金 額
委託料	317,801
工事請負費	533,945
公有財産購入費	297,217
負担金、補助及び交付金	868,716
補償、補填及び賠償金	460,503
その他(事務費等)	1,634,478
計	4,112,660

1. 下水道事業に対する負担金	20,361,283	20,277,434	83,849
-----------------	------------	------------	--------

2. 水洗化促進事業	1,328	1,328	—
------------	-------	-------	---

関連歳入 (19)国庫支出金 下水道費補助金	442
------------------------------	-----

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
480 } 483	14 款 公 債 費 1 項 公 債 費 1. 元 金	—	—	—	—
	2. 利 子	—	—	—	—
一般会計歳出合計		53,003,912	51,005,252	1,998,660	103.9

事 項 説 明

千円

・関連歳入
 長期債元金償還金
 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る元金収入

関連歳入	
(25)諸収入	1,394,180
高速道路公社貸付金	

・関連歳入
 長期債利子
 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る利子収入

関連歳入	
(25)諸収入	95,455
高速道路公社貸付金	

(3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
駐 車 場 の 維 持 管 理	令和7年度	千円 149,600
都 市 基 盤 河 川 改 修 事 業	令和7年度	51,000
都 市 再 生 整 備 計 画 事 業	令和7年度	22,000
ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト (河 川 施 設 等)	令和7年度	64,000
河 川 環 境 整 備 事 業	令和7年度	45,000
福岡北九州高速道路公社に対する 政府資金貸付金に係る債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	1,020,000千円を限度とする 貸付金相当額
福岡北九州高速道路公社に対する 民間資金等貸付金に係る債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	10,603,000千円を限度とする 貸付金及びこれに対する利息の 合計額相当額

(4) 地方債

起債の目的	限度額		
	令和6年度 A	令和5年度 B	比較 A-B
道路橋りょう整備費	千円 9,851,000	千円 8,144,000	千円 1,707,000
河川水路改良費	3,259,000	2,592,000	667,000
街路橋りょう整備費	1,253,000	1,619,000	△ 366,000
都市高速道路事業費	1,096,000	1,086,000	10,000

4. 議案第47号 令和6年度下水道事業会計予算案

(1) 業務の予定量

区 分	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
			A - B	A / B
1. 処 理 面 積	17,222 ^{ha}	17,197 ^{ha}	25 ^{ha}	100.1 [%]
2. 年 間 処 理 水 量	189,500,000 ^{m3}	189,100,000 ^{m3}	400,000 ^{m3}	100.2 [%]
3. 主 要 な 建 設 改 良 事 業 管渠、ポンプ場及び下水処理場 整備事業費	26,789,000 ^{千円}	26,187,000 ^{千円}	602,000 ^{千円}	102.3 [%]

(2) 予 算 案

ア 収益的収入及び支出

区 分	科 目		令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
	款	項			金 額 A-B	率 A/B
収 入	(1) 下 水 道 事 業 収 益	1. 営 業 収 益	47,899,442 ^{千円}	46,448,459 ^{千円}	1,450,983 ^{千円}	103.1 [%]
		2. 営 業 外 収 益	9,946,392	10,242,435	△ 296,043	97.1
		3. 特 別 利 益	29,341	27,042	2,299	108.5
		計	57,875,175	56,717,936	1,157,239	102.0
支 出	(1) 下 水 道 事 業 費 用	1. 営 業 費 用	47,356,826	46,608,972	747,854	101.6
		2. 営 業 外 費 用	3,845,031	3,993,356	△ 148,325	96.3
		3. 特 別 損 失	38,706	35,775	2,931	108.2
		4. 予 備 費	30,000	30,000	-	100.0
		計	51,270,563	50,668,103	602,460	101.2
差 引			6,604,612	6,049,833	554,779	109.2

イ 資本的收入及び支出

区分	科目		令和6年度 A	令和5年度 B	比較	
	款	項			金額 A-B	率 A/B
収入	(1) 資本的収入	1. 企業債	千円 17,649,000	千円 18,571,000	千円 △ 922,000	% 95.0
		2. 国庫補助金	6,750,844	7,518,305	△ 767,461	89.8
		3. 負担金	554,987	642,524	△ 87,537	86.4
		4. 他会計負担金	4,295,479	4,411,435	△ 115,956	97.4
		5. 固定資産売却代金	10	51	△ 41	19.6
		6. 水洗化貸付事業収入	1,421	1,713	△ 292	83.0
		7. 企業債償還金 積立金戻入	3,036,180	3,889,620	△ 853,440	78.1
		8. 雑収入	9,188	8,590	598	107.0
		計	32,297,109	35,043,238	△ 2,746,129	92.2
支出	(1) 資本的支出	1. 建設改良費	28,116,084	27,634,698	481,386	101.7
		2. 償還金	23,909,938	27,100,979	△ 3,191,041	88.2
		3. 水洗化貸付事業費	2,240	2,066	174	108.4
		4. 国庫返還金	4,091	4,091	-	100.0
		5. 企業債償還金 積立金	5,508,980	5,531,940	△ 22,960	99.6
		6. 予備費	5,000	5,000	-	100.0
		計	57,546,333	60,278,774	△ 2,732,441	95.5
差引			△25,249,224	△25,235,536	△ 13,688	100.1
補てん財源	減債積立金		5,465,878	4,322,050	1,143,828	126.5
	消費税及び地方消費税 資本的収支調整額		1,360,129	1,450,359	△ 90,230	93.8
	損益勘定留保資金		18,423,217	19,463,127	△ 1,039,910	94.7
	計		25,249,224	25,235,536	13,688	100.1

(3) 予算案の内訳

ア 収益的収入及び支出

(収 入)

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 下水道事業収益 1項 営業収益				
	1. 下水道使用料	30,831,716	29,702,816	1,128,900	103.8
	2. 雨水処理負担金	15,330,048	15,141,967	188,081	101.2
178	3. その他他会計負担金	635,051	592,996	42,055	107.1
	4. 受託事業収益	78,405	75,139	3,266	104.3
	5. その他営業収益	1,024,222	935,541	88,681	109.5

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
福岡市下水道条例に基づく使用料			
雨水処理に係る一般会計負担金			
水質規制、水洗化促進等に係る一般会計負担金			
1. 水質規制費負担金	74,720	73,044	1,676
2. 水洗化促進費負担金	71,519	55,346	16,173
3. その他負担金	488,812	464,606	24,206
下水処理に係る受託事業収益			
再生水料金等			
1. 再生水料金	667,452	574,545	92,907
2. 営業雑収益等	356,770	360,996	△4,226

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2項 営業外収益				
	1. 受取利息及び配当金	127,952	120,659	7,293	106.0
	2. 国庫補助金	470	17,420	△ 16,950	2.7
	3. 他会計負担金	100,705	131,036	△ 30,331	76.9
178	4. 長期前受金戻入	9,642,773	9,904,606	△ 261,833	97.4
	5. 雑収益	74,492	68,714	5,778	108.4
	3項 特別利益				
	1. 過年度損益修正益	29,300	27,000	2,300	108.5
	2. その他特別利益	41	42	△ 1	97.6
	収益的収入 合計	57,875,175	56,717,936	1,157,239	102.0

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
市債管理基金運用に係る利息等			
1. 市債管理基金利息	127,852	120,559	7,293
2. 預金利息等	100	100	-
雨水流出抑制施設助成等に対する国庫補助金			
下水道事業特別措置債利息等に係る一般会計負担金			
1. 下水道事業特別措置債利息	38,632	57,893	△19,261
2. 臨時財政特例債等利息	62,073	73,143	△11,070
償却資産の取得のために受け入れた国庫補助金の減価償却費等見合い分の収益化額			
下水道用地の占用料等			
下水道使用料の過年度分に係る修正益			
下水道使用料等還付請求権の時効消滅分			

(支 出)

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 下水道事業費用 1項 営業費用				
	1. 管 渠 費	2,147,104	2,078,802	68,302	103.3
179					
	2. ポンプ場費	2,652,914	2,545,580	107,334	104.2

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
管渠等施設の維持管理に要する費用			
1. 管渠の清掃経費 枝線清掃(800mm未満)、幹線清掃、スクリーン清掃等	1,155,993	1,124,477	31,516
2. 管渠の補修等経費 既設管調査、マンホール蓋取替、布設替、一般補修等	745,329	740,643	4,686
3. 下水道施設管理システム等経費	75,076	77,900	△2,824
4. その他の経費 蒲田汚泥処理施設経費等	170,706	135,782	34,924
ポンプ場132カ所等の施設の維持管理に要する費用			
1. 中継ポンプ場等81カ所の維持管理経費	978,342	968,902	9,440
(1) 機器運転等委託料	644,836	644,174	662
(2) 動力費	202,353	187,194	15,159
(3) 修繕費	95,830	104,489	△8,659
(4) その他の経費 光熱水費等	35,323	33,045	2,278
2. 排水ポンプ場51カ所等の維持管理経費	1,674,572	1,576,678	97,894
(1) 機器運転等委託料	1,133,118	1,100,239	32,879
(2) 動力費	309,597	289,674	19,923
(3) 修繕費	175,060	129,404	45,656
(4) その他の経費 光熱水費等	56,797	57,361	△564

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
179	3. 処 理 場 費	7,870,773	7,443,133	427,640	105.7
	4. 水 質 指 導 費	13,739	13,460	279	102.1

事 項 説 明

	6年度	5年度	千円 増 減
水処理センター6カ所 及び 再生水利用下水道施設の維持管理等に要する費用			
1. 水処理センターの維持管理経費	7,226,565	6,881,272	345,293
(1) 機器運転委託料	2,167,430	2,098,630	68,800
(2) 清掃等その他の委託料	1,518,358	1,406,405	111,953
(3) 動力費、薬品費	2,433,135	2,245,399	187,736
(4) 修繕費	784,246	814,428	△30,182
(5) その他の経費 備消耗品費等	323,396	316,410	6,986
2. 下水汚泥輸送処理処分経費	389,349	358,058	31,291
3. 再生水利用下水道施設経費	254,859	203,803	51,056
(1) 機器運転等委託料	101,028	102,160	△1,132
(2) 動力費、薬品費	73,149	66,358	6,791
(3) その他の経費 備消耗品費等	80,682	35,285	45,397
水質の監視、指導等に要する費用			
1. 汚水幹線等水質調査業務委託料	9,951	9,910	41
2. その他監視、指導等経費	3,788	3,550	238

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	5. 水洗化促進費	70,203	57,493	12,710	122.1
	6. 流域下水道費	2,253,003	1,910,675	342,328	117.9
179	7. 業 務 費	1,684,899	1,631,273	53,626	103.3
	8. 総 係 費	430,513	431,963	△ 1,450	99.7

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
水洗化の普及、促進及び水洗便所改造資金の貸付事務等に要する費用			
1. 低地排水設備工事費補助金	750	750	-
2. 私道排水設備工事費補助金	235	235	-
3. 水洗便所改造補助金	516	516	-
4. 排水設備の完了検査業務等委託料	62,420	50,705	11,715
5. その他の経費	6,282	5,287	995
流域下水道の維持管理に要する負担金			
下水道使用料の徴収事務等に要する費用			
1. 下水道使用料等徴収事務費負担金	1,630,727	1,588,343	42,384
2. 貸倒引当金繰入額	7,802	945	6,857
3. その他の経費	46,370	41,985	4,385
下水道事業活動の全般に関連する費用			
1. 下水道広報経費	25,004	37,100	△12,096
2. 庁舎使用料・経費負担金	255,388	254,474	914
3. 排水設備分流化改造工事費助成	39,903	33,600	6,303
4. 雨水流出抑制施設に係る助成	700	1,000	△300
5. 下水道分野における国際貢献展開事業	28,632	28,581	51
6. その他一般管理経費	80,886	77,208	3,678

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	9. 給 与 費	1,490,658	1,487,381	3,277	100.2
	10. 減 価 償 却 費	28,499,376	28,422,686	76,690	100.3
	11. 資 産 減 耗 費	243,644	586,526	△ 342,882	41.5
179	2項 営業外費用				
	1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	3,465,028	3,751,002	△ 285,974	92.4
	2. 消 費 税	362,315	233,045	129,270	155.5
	3. 雑 支 出	17,688	9,309	8,379	190.0
180	3項 特別損失				
	1. 固定資産売却損	32	37	△ 5	86.5

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
損益勘定支弁職員に係る給与費 一般職職員 193人(うち会計年度任用職員 43人)			
固定資産の減価償却費			
1. 固定資産除却費	1,000	1,000	-
2. 固定資産除却損	242,644	585,526	△342,882
企業債及び一時借入金に係る利息等			
1. 企業債利息	3,448,594	3,729,710	△281,116
2. 一時借入金利息	1,000	1,000	-
3. 企業債取扱諸費	15,434	20,292	△4,858
消費税納付額			
下水道使用料の還付加算金等			
軽自動車売却に伴う売却損			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2. 過年度損益修正損	38,497	35,592	2,905	108.2
	3. その他特別損失	177	146	31	121.2
180	4項 予 備 費				
	1. 予 備 費	30,000	30,000	-	100.0
	収益的支出 合計	51,270,563	50,668,103	602,460	101.2

事 項 説 明

下水道使用料の過年度分に係る更正等

受益者負担金の過年度分に係る更正等

イ 資本的収入及び支出
(収入)

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 資本的収入 1項 企業債				
	1. 建設企業債	14,048,000	13,636,000	412,000	103.0
	2. 借換債	3,601,000	4,935,000	△ 1,334,000	73.0
181	2項 国庫補助金				
	1. 国庫補助金	6,750,844	7,518,305	△ 767,461	89.8
	3項 負担金				
	1. 受益者負担金	28,217	25,481	2,736	110.7
	2. 工事負担金	526,770	617,043	△ 90,273	85.4

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
公共下水道整備事業等に充当する企業債			
1. 公共下水道事業債	13,805,000	13,353,000	452,000
2. 流域下水道事業債	243,000	283,000	△40,000
企業債(市場公募債)に係る借換債			
公共下水道整備事業に対する国庫補助金			
福岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づく受益者負担金			
公共下水道整備事業に伴う工事負担金			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
181	4項 他会計負担金				
	1. 他会計負担金	4,295,479	4,411,435	△ 115,956	97.4
	5項 固定資産売却代金				
	1. 器具備品及びその他 売却代金	10	51	△ 41	19.6
	6項 水洗化貸付 事業収入				
	1. 水洗化貸付金回収金	1,421	1,713	△ 292	83.0
7項 企業債償還金 積立金戻入					
1. 企業債償還金 積立金戻入	3,036,180	3,889,620	△ 853,440	78.1	
8項 雑 収 入					
1. その他雑収入	9,188	8,590	598	107.0	
	資本的収入合計	32,297,109	35,043,238	△ 2,746,129	92.2

事 項 説 明

下水道事業特別措置債元金償還金等に係る一般会計負担金

軽自動車買い換えに伴う売却

水洗便所改造資金貸付金の回収金

企業債元金の満期一括償還のための市債管理基金積立金の取崩収入

下水道用地の使用料等

(支 出)

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 資本的支出				
	1項 建設改良費				
	1. 公共下水道整備費	26,789,000	26,187,000	602,000	102.3
182					

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
管渠、ポンプ場、処理場等の下水道施設の新設、改良に要する経費			
1. 公共事業	13,001,000	14,579,000	△1,578,000
(1) 管渠整備	5,411,484	6,856,709	△1,445,225
管渠延長 10,599m(中部13号幹線、中部15号幹線 外)			
(2) ポンプ場整備	1,621,889	1,300,000	321,889
梅光園ポンプ場(電気設備更新) 外			
(3) 処理場整備	5,676,627	6,122,291	△445,664
・西戸崎水処理センター(生物反応槽機械設備更新 外)			
・和白水処理センター(消化槽機械設備更新 外)			
・東部水処理センター(ケーキ搬出コンベア更新 外)			
・中部水処理センター(返送汚泥ポンプ電気設備更新 外)			
・西部水処理センター(下水バイオガス発電設備新設 外)			
・新西部水処理センター(生物反応槽機械設備更新 外)			
(4) 再生水利用下水道施設整備	291,000	300,000	△9,000
中部水処理センター(オゾン発生器更新) 外			
2. 単独事業(事業計画区域内)	13,788,000	11,608,000	2,180,000
(1) 管渠整備	12,139,100	11,000,100	1,139,000
管渠延長 52,129m			
(2) ポンプ場整備	547,000	287,300	259,700
梅光園ポンプ場(電気設備更新) 外			
(3) 処理場整備	900,900	318,600	582,300
中部水処理センター(脱水機付帯設備更新) 外			
(4) 再生水利用下水道施設整備	201,000	2,000	199,000
中部水処理センター(オゾン発生器更新) 外			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二) 182		千円	千円	千円	%
	2. 流域下水道整備費	263,389	303,685	△ 40,296	86.7
	3. 区域外下水道整備費	10,060	6,050	4,010	166.3
	4. 受益者負担金経費	17,178	6,744	10,434	254.7
	5. 固定資産購入費	21,226	125,458	△ 104,232	16.9
	6. 給 与 費	1,000,231	991,761	8,470	100.9
	7. 建設利息	15,000	14,000	1,000	107.1

事 項 説 明			
	6年度	5年度	千円 増 減
流域下水道整備に要する建設費負担金			
事業計画区域外下水道整備に要する経費			
受益者負担金の徴収事務等に要する経費			
1. 前納報奨金	3,351	3,255	96
2. 徴収事務等経費	13,827	3,489	10,338
固定資産の購入に要する経費			
1. 水質試験用器具等	11,563	10,974	589
2. その他固定資産購入費	9,663	11,282	△1,619
▲財務会計システム等刷新	-	103,202	△103,202
資本勘定支弁職員に係る給与費 一般職職員 133人(うち会計年度任用職員 11人)			
汚水に係る未稼働施設の企業債利息			

予算案 説明書 ページ	目	令和6年度 A	令和5年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2項 償 還 金				
	1. 企業債償還金	23,909,938	27,100,979	△ 3,191,041	88.2
	3項 水洗化貸付事業費				
	1. 水洗化貸付金	2,240	2,066	174	108.4
	4項 国庫返還金				
182	1. 国庫返還金	4,091	4,091	-	100.0
	5項 企業債償還金 積立金				
	1. 企業債償還金 積立金	5,508,980	5,531,940	△ 22,960	99.6
	6項 予 備 費				
	1. 予 備 費	5,000	5,000	-	100.0
	資本的支出合計	57,546,333	60,278,774	△ 2,732,441	95.5

事 項 説 明

千円

建設企業債の元金償還金等

	6年度	5年度	増 減
1. 企業債の元金償還金	20,308,718	22,165,179	△1,856,461
2. 企業債(市場公募債)の借換に係る元金償還金	3,601,220	4,935,800	△1,334,580

水洗便所改造資金貸付金

- ・貸付予定個数 6個
- ・貸付限度額 430千円
- ・償還方法 無利子、40回均等償還

下水道用地の使用料収入に伴う国庫返還金

企業債元金の満期一括償還のための市債管理基金積立金

(4) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
管 渠 整 備 事 業 (西 田 隈 第 3 雨 水 幹 線 外)	令 和 7 年 度 及 び 令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	9,022,658
		令 和 8 年 度	3,050,000
ポ ン プ 場 整 備 事 業 (堅 粕 第 3 ポ ン プ 場 外)	令 和 7 年 度 及 び 令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	1,425,100
		令 和 8 年 度	1,139,000
処 理 場 整 備 事 業 (西 部 水 処 理 セ ン タ ー 外)	令 和 7 年 度 及 び 令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	5,762,195
		令 和 8 年 度	340,000

(5) 企業債

起債の目的	限 度 額		
	令 和 6 年 度 A	令 和 5 年 度 B	比 較 A-B
下 水 道 建 設 事 業 費	千 円 14,048,000	千 円 13,636,000	千 円 412,000

(6) 一時借入金

限 度 額	千 円 20,000,000
-------	-------------------

(7) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合	消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
----------------------------	---

[参考資料]

1. 下水道事業会計 財政収支計画比較表

(消費税抜き、単位：千円)

年度	収 益 的 収 支						
	収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
	下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
令和 3年度	27,083,431	15,689,624	10,629,497	53,402,552	49,426,865	3,975,687	3,975,687
4年度	27,191,896	15,707,293	10,657,014	53,556,203	47,957,840	5,598,363	5,598,363
5年度	27,304,423	15,776,562	10,683,952	53,764,937	48,267,171	5,497,766	5,497,766
6年度	27,415,581	15,814,896	10,555,465	53,785,942	48,594,119	5,191,823	5,191,823
計 A	108,995,331	62,988,375	42,525,928	214,509,634	194,245,995	20,263,639	20,263,639

(消費税抜き、単位：千円)

年度	収 益 的 収 支						
	収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
	下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
令和 3年度 (決算)	26,590,044	15,333,254	10,882,331	52,805,629	48,483,579	4,322,050	4,322,050
4年度 (決算)	24,368,267	18,056,048	11,132,231	53,556,546	48,090,668	5,465,878	5,465,878
5年度 (2月補正後)	27,926,806	15,870,058	11,114,393	54,911,257	49,265,709	5,645,548	5,645,548
6年度 (予算)	28,028,833	16,065,804	10,872,577	54,967,214	49,722,731	5,244,483	5,244,483
計 B	106,913,950	65,325,164	44,001,532	216,240,646	195,562,687	20,677,959	20,677,959

(消費税抜き、単位：千円)

年度	収 益 的 収 支						
	収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
	下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
R3~R6 年度計 B-A	△ 2,081,381	2,336,789	1,475,604	1,731,012	1,316,692	414,320	414,320
うち 6年度	613,252	250,908	317,112	1,181,272	1,128,612	52,660	52,660

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 (一般会計出資金 で補てん)	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
35,363,310	62,230,294	△ 26,866,984	18,843,942	8,023,042	-	(2年度末見込 350,735,663) 341,605,972
33,610,502	58,415,412	△ 24,804,910	18,763,780	6,041,130	-	335,080,738
36,661,479	60,670,581	△ 24,009,102	20,033,415	3,975,687	-	328,601,760
32,678,770	57,669,954	△ 24,991,184	19,392,821	5,598,363	-	322,340,823
138,314,061	238,986,241	△ 100,672,180	77,033,958	23,638,222	-	322,340,823

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 (一般会計出資金 で補てん)	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
32,265,508	59,350,216	△ 27,084,708	19,061,666	8,023,042	-	(2年度末実績 342,267,663) 330,184,972
30,721,438	57,950,639	△ 27,229,201	20,308,351	6,920,850	-	321,374,738
48,186,861	73,657,815	△ 25,470,954	21,148,904	4,322,050	-	322,025,759
32,297,109	57,546,333	△ 25,249,224	19,783,346	5,465,878	-	315,764,821
143,470,916	248,505,003	△ 105,034,087	80,302,267	24,731,820	-	315,764,821

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 (一般会計出資金 で補てん)	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
5,156,855	9,518,762	△ 4,361,907	3,268,309	1,093,598	-	△ 6,576,002
△ 381,661	△ 123,621	△ 258,040	390,525	△ 132,485	-	△ 6,576,002

2. 下水道使用料比較表

汚水の種類	使用料区分		令和6年度 A						令			
			延世帯数 (階層別)		有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)		延世帯数 (階層別)			
	単価			構成比		構成比		構成比		構成比		
一般汚水	基本使用料		円/月	世帯	%	千m3	%	千円	%	世帯	%	
			760	-	-	-	-	8,621,218	30.8	-	-	
	従量使用料	[月使用量] m3	円/m3									
		1 ~ 10	13	6,105,894	52.8	87,006	54.3	1,131,078	4.0	5,897,874	52.0	
		11 ~ 20	152	3,995,836	34.5	32,521	20.3	4,943,192	17.6	3,948,092	34.9	
		21 ~ 30	188	1,111,412	9.6	8,105	5.0	1,523,740	5.5	1,123,208	9.9	
		小口計			11,213,142	96.9	127,632	79.6	7,598,010	27.1	10,969,174	96.8
		31 ~ 50	246	258,178	2.2	3,550	2.2	873,300	3.1	263,532	2.3	
		51 ~ 100	278	47,648	0.4	3,668	2.3	1,019,704	3.6	48,994	0.4	
		101 ~ 300	311	34,884	0.3	6,598	4.1	2,051,978	7.3	34,194	0.3	
		301 ~ 1,000	366	15,292	0.1	7,370	4.6	2,697,420	9.6	15,274	0.1	
		1,001 ~ 5,000	417	5,332	0.1	7,360	4.6	3,069,120	11.0	4,945	0.1	
	大口計			361,334	3.1	28,546	17.8	9,711,522	34.6	366,939	3.2	
	大口 5,001 ~		515	736	0.0	4,073	2.6	2,097,595	7.5	518	0.0	
小計			11,575,212	100.0	160,251	100.0	19,407,127	69.2	11,336,631	100.0		
計			11,575,212	100.0	160,251	100.0	28,028,345	100.0	11,336,631	100.0		
公衆浴場汚水	基本使用料		円/月									
			560	132	0.0	-	-	74	0.0	144	0.0	
	従量使用料		円/m3									
		12	-	-	34	0.0	414	0.0	-	-		
計			132	0.0	34	0.0	488	0.0	144	0.0		
合計 (税抜き)				11,575,344	100.0	160,285	100.0	28,028,833 (1m3当たり単価 174.87円)	100.0	11,336,775	100.0	
消費税				-	-	-	-	2,802,883	-	-		
合計 (税込み)				11,575,344	100.0	160,285	100.0	30,831,716 (1m3当たり単価 192.36円)		11,336,775	100.0	

和 5 年 度 B				比 較 (A-B)					
有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)		延世帯数 (階層別)		有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
千m3	%	千円	%	世帯		千m3		千円	
-	-	8,450,358	31.3	-	-	-	-	170,860	△ 0.5
85,896	54.5	1,116,646	4.2	208,020	0.8	1,110	△ 0.2	14,432	△ 0.2
32,895	20.9	5,000,008	18.5	47,744	△ 0.4	△ 374	△ 0.6	△ 56,816	△ 0.9
8,367	5.3	1,572,934	5.8	△ 11,796	△ 0.3	△ 262	△ 0.3	△ 49,194	△ 0.3
127,158	80.7	7,689,588	28.5	243,968	0.1	474	△ 1.1	△ 91,578	△ 1.4
3,474	2.2	854,632	3.2	△ 5,354	△ 0.1	76	0.0	18,668	△ 0.1
3,823	2.4	1,062,927	3.9	△ 1,346	0.0	△ 155	△ 0.1	△ 43,223	△ 0.3
6,710	4.3	2,086,752	7.7	690	0.0	△ 112	△ 0.2	△ 34,774	△ 0.4
6,648	4.2	2,433,039	9.0	18	0.0	722	0.4	264,381	0.6
6,208	3.9	2,588,542	9.6	387	0.0	1,152	0.7	480,578	1.4
26,863	17.0	9,025,892	33.4	△ 5,605	△ 0.1	1,683	0.8	685,630	1.2
3,565	2.3	1,836,197	6.8	218	0.0	508	0.3	261,398	0.7
157,586	100.0	18,551,677	68.7	238,581	0.0	2,665	0.0	855,450	0.5
157,586	100.0	27,002,035	100.0	238,581	0.0	2,665	0.0	1,026,310	0.0
-	-	81	0.0	△ 12	0.0	-	-	△ 7	0.0
37	0.0	444	0.0	-	-	△ 3	0.0	△ 30	0.0
37	0.0	525	0.0	△ 12	0.0	△ 3	0.0	△ 37	0.0
157,623	100.0	27,002,560 (1m3当たり単価 171.31円)	100.0	238,569	対前年度比 2.1% 増	2,662	対前年度比 1.7% 増	1,026,273 (1m3当たり単価 3.56 円増)	対前年度比 3.8% 増
-	-	2,700,256		-	-	-	-	102,627	対前年度比 3.8% 増
157,623	100.0	29,702,816 (1m3当たり単価 188.44円)		238,569	対前年度比 2.1% 増	2,662	対前年度比 1.7% 増	1,128,900 (1m3当たり単価 3.92 円増)	対前年度比 3.8% 増

議案第85号

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路の占用料の額を適正なものに改めるとともに、占用面積等に係る端数計算に関する規定を改める必要があるによる。

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。別表において同じ。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

円	円
2,300	2,900
3,600	4,500
4,800	6,100
2,100	2,600
3,300	4,200
4,600	5,700
210	260
21	26
13	16
2,000	2,600

1,300
4,200
1,800
12,000
4,200
88
130
190
250
380
500
880
1,300
2,500
5,000
13
42
3,300
2,100
1,300
4,200
4,200
Aに0.007を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.014を 乗じて得た額
6,000
3,600
4,200
120

1,600
5,200
2,200
17,000
5,200
110
160
230
310
470
630
1,100
1,600
3,100
6,300
16
52
4,200
2,600
1,600
5,200
5,200
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額
8,500
5,100
5,200
170

別表中	3,800	を	5,500	に改め、同表備考第6項を削る。
	1,200		1,700	
	1,200		1,700	
	12,000		17,000	
	3,300		4,200	
	120		170	
	1,200		1,700	
	120		170	
	1,200		1,700	
	12,000		17,000	
	6,000		8,500	
	4,200		5,200	
	Aに0.046を 乗じて得た額		Aに0.044を 乗じて得た額	
	1,200		1,700	
	420		520	
	Aに0.015を 乗じて得た額		Aに0.012を 乗じて得た額	
	Aに0.033を 乗じて得た額		Aに0.025を 乗じて得た額	
	Aに0.007を 乗じて得た額		Aに0.005を 乗じて得た額	
	Aに0.011を 乗じて得た額		Aに0.009を 乗じて得た額	
	Aに0.014を 乗じて得た額		Aに0.011を 乗じて得た額	
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.036を 乗じて得た額			
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額			
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額			

Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.044を 乗じて得た額
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.036を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.044を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長が指定する者が令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市道路占有料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により算定した占有料の額の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の合計額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占有料の額の合計額は、調整後の合計額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市道路占有料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により算定した占有料の額の合計額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占有料の額の合計額

3 市長が指定する者以外の者が令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、改正後の条例第2条の規定により算定した占有料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占有料の額は、調整後の額とする。

(1) 令和6年度 当該物件について改正前の条例第2条の規定により算定した占有料の額

(2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占有料の額

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

1 改正理由及び改正内容

道路占用料は、電柱や地下埋設管の設置など、道路を継続して使用することの対価として、福岡市道路占用料徴収条例に基づき徴収している。

道路占用料の額を適正なものとするためには、民間における地価水準等の変動を適切に反映させる必要があることから、本市では、道路占用料の算定の基礎となる固定資産税評価額の見直しや国の占用料の改定等を参考に、適宜改定を行っているところである。

令和 5 年 4 月に、国が道路占用料を改定したため、国の改定内容を参考とし、令和 6 年度以降の道路占用料の額について、固定資産税評価額の見直し等を反映させて適正なものとする必要があるため、条例の改正を行うもの。

改正内容については、別紙「福岡市道路占用料徴収条例新旧対照表」のとおり、占用料算定における条例別表の占用料の額について改定を行うとともに、占用物件の面積や長さについて、端数の取り扱いを改正し、算定方法をより精緻にするもの。

<主な占用物件の道路占用料改定>

- ・電柱などの市内全域に設置される占用物件 : 約 25 パーセントの増額
- ・看板などの専ら商業地域に設置される占用物件 : 約 41 パーセントの増額

<占用物件の面積や長さの精緻化後の算定例>

- ・精緻化例 : 現行 $1.815 \text{ m}^2 \rightarrow 2 \text{ m}^2$ (小数点以下切上げ) 改正案 $1.815 \text{ m}^2 \rightarrow 1.81 \text{ m}^2$ (小数点第 3 位以下切捨て)

2 激変緩和措置

今回の条例改正に伴う道路占用料の改定により、一部の占有者については、急激な負担増となるため、前回改定時と同様に、令和 5 年度から継続して占用している物件に係る令和 6 年度の道路占用料の額については、改定後の占用料が改定前の金額の 1.2 倍を超える場合は 1.2 倍とし、令和 7 年度以降の道路占用料についても、改定後の道路占用料に到達するまでは、前年度の道路占用料の 1.2 倍とする激変緩和措置を条例附則に設けるもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 主な道路占用料の改正内容

現 行				
占用物件		占用料		
		単 位	金 額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年		円
	第2種電柱		<u>2,300</u>	
	第3種電柱		<u>3,600</u>	
[略]				
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき 1月	<u>1,200</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	<u>12,000</u>

改 正 案				
占用物件		占用料		
		単 位	金 額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年		円
	第2種電柱		<u>2,900</u>	
	第3種電柱		<u>4,500</u>	
[略]				
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき 1月	<u>1,700</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	<u>17,000</u>

別紙「福岡市道路占用料徴収条例新旧対照表」

現行		改正案																																																			
<p>第1条 (略)</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に掲げる額(法第39条の7第2項の規定による許可をした場合にあつては、同条第4項に規定する占用料の額)に基づき、次の各号により算定する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに、占用の長さ</u>に1メートル未満の端数があるときは、1メートルに、それぞれ切り上げる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条の2～第8条 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占 用 物 件</th> <th colspan="2">占 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">1本につき1年</td> <td>円 2,300</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>		占 用 物 件		占 用 料		単 位	金 額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 2,300	第2種電柱	3,600	第3種電柱	4,800	第1種電話柱	2,100	第2種電話柱	3,300	第3種電話柱	4,600	その他の柱類	210	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	21	<p>第1条 (略)</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に掲げる額(法第39条の7第2項の規定による許可をした場合にあつては、同条第4項に規定する占用料の額)に基づき、次の各号により算定する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>表示面積(広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。別表において同じ。)、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条の2～第8条 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占 用 物 件</th> <th colspan="2">占 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">1本につき1年</td> <td>円 2,900</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>		占 用 物 件		占 用 料		単 位	金 額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 2,900	第2種電柱	4,500	第3種電柱	6,100	第1種電話柱	2,600	第2種電話柱	4,200	第3種電話柱	5,700	その他の柱類	260	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	26
占 用 物 件				占 用 料																																																	
		単 位	金 額																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 2,300																																																		
	第2種電柱		3,600																																																		
	第3種電柱		4,800																																																		
	第1種電話柱		2,100																																																		
	第2種電話柱		3,300																																																		
	第3種電話柱		4,600																																																		
	その他の柱類		210																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	21																																																			
占 用 物 件		占 用 料																																																			
		単 位	金 額																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 2,900																																																		
	第2種電柱		4,500																																																		
	第3種電柱		6,100																																																		
	第1種電話柱		2,600																																																		
	第2種電話柱		4,200																																																		
	第3種電話柱		5,700																																																		
	その他の柱類		260																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	26																																																			

現行				改正案			
	地下電線その他地下に設ける線類		13	地下電線その他地下に設ける線類		16	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,000	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,600	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,600	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		4,200	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		5,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,800	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	2,200	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	17,000	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	4,200	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	5,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	88	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		470	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		630	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	
	外径が1メートル以上のもの		2,500	外径が1メートル以上のもの		3,100	
洞道		5,000	洞道		6,300		

現行					改正案						
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助の線類	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	13	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助の線類	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	3,300			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	4,200
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100			その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,600
		その他のもの	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	1,300			その他のもの	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	1,600
		その他のもの			4,200			その他のもの			5,200
法第32条第1項第4号に掲げる施設					4,200	法第32条第1項第4号に掲げる施設					5,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.007を乗じて得た額	6,000	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	8,500	
				Aに0.011を乗じて得た額					Aに0.009を乗じて得た額		
				Aに0.014を乗じて得た額					Aに0.011を乗じて得た額		
		上空に設ける通路		6,000				上空に設ける通路	8,500		
		地下に設ける通路		3,600				地下に設ける通路	5,100		
その他のもの	4,200	その他のもの	5,200								
祭礼、縁日等に際し、一時					120	祭礼、縁日等に際し、一時					170

現行				改正案					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	的に設けるもの		方メートルにつき1日						
	屋台		占有面積1平方メートルにつき1月	3,800	法第32条第1項第6号に掲げる施設	屋台	占有面積1平方メートルにつき1月	5,500	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	1,200	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	1,700	
道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下「施行令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,200	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,700	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	17,000	
	標識		1本につき1年	3,300	標識		1本につき1年	4,200	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	120	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		170
		その他のもの		1本につき1月	1,200		その他のもの		1本につき1月
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		120	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	170
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		1,200		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,700
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	12,000	アーチ	車道を横断するもの		17,000
		その他のもの			6,000		その他のもの		8,500

現行			改正案			
施行令第7条第2号に掲げる工作物		4,200	施行令第7条第2号に掲げる工作物		5,200	
施行令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.046 を乗じて 得た額	施行令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.044 を乗じて 得た額	
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年 1,200	施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年 1,700	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年 420	施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年 520	
施行令第7条第8号に掲げる施設の	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.015 を乗じて 得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.012 を乗じて 得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.033 を乗じて 得た額	上空に設けるもの		Aに0.025 を乗じて 得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.007 を乗じて 得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005 を乗じて 得た額
		階数が2のもの	Aに0.011 を乗じて 得た額		階数が2のもの	Aに0.009 を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.014 を乗じて 得た額		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.011 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.046 を乗じて 得た額	その他のもの		Aに0.036 を乗じて 得た額	
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物 Aに0.015 を乗じて 得た額 その他のもの Aに0.011 を乗じて 得た額	施行令第7条第9号に掲げる施設 Aに0.015 を乗じて 得た額 その他のもの Aに0.011 を乗じて 得た額	建築物 Aに0.015 を乗じて 得た額 その他のもの Aに0.011 を乗じて 得た額			
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 Aに0.033 を乗じて 得た額	施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 Aに0.033 を乗じて 得た額	建築物 Aに0.031 を乗じて 得た額			

現行				改正案			
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.011 を乗じて 得た額
	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて 得た額		トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて 得た額
施行令第7 条第11号に 掲げる応急 仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.033 を乗じて 得た額	施行令第7 条第11号に 掲げる応急 仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.031 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.046 を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.044 を乗じて 得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.046 を乗じて 得た額	施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.036 を乗じて 得た額
施行令第7 条第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の		Aに0.015 を乗じて 得た額	施行令第7 条第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の		Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.033 を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに0.031 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.046 を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.044 を乗じて 得た額
備考 1～5 （略） 6 <u>表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分 の面積をいうものとする。</u>				備考 1～5 （略） (削る)			

議案第86号

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、準用河川の土地占用料の額を適正なものに改めるとともに、
占用面積等に係る端数計算に関する規定を改める必要があるによる。

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年福岡市条例第26号）の一部を次のように
改正する。

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,900	円 2,900
4,500	4,500
6,100	6,100
2,600	2,600
4,200	4,200
5,700	5,700
5,200	5,200

5,200	5,200
26	26
110	110
160	160
230	230
310	310
470	470
630	630
1,100	1,100
1,600	1,600
3,100	3,100
5,200	5,200
4,200	4,200
590	370
150	100
350	350
350	350
11,800	11,800

66	66
5,400	4,000
3,500	2,200

別表第2備考第4項を次のように改める。

- 4 占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の前日から継続して河川区域内の土地を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定により算定した土地占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る土地占用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定により算定した土地占用料の額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた土地占用料の額

議案第87号

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、普通河川の土地占用料の額を適正なものに改めるとともに、
占用面積等に係る端数計算に関する規定を改める等の必要があるによる。

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例

福岡市普通河川管理条例（平成17年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	円	円	を	円	円	に、
	2,300	2,300		2,900	2,900	
	3,600	3,600		4,500	4,500	
	4,800	4,800		6,100	6,100	
	2,100	2,100		2,600	2,600	
	3,300	3,300		4,200	4,200	
	4,600	4,600		5,700	5,700	
	4,200	4,200		5,200	5,200	

	外径が0.07メートル未満のもの	88	88
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130	130

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	190	190	を
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300	
	外径が1メートル以上のもの		2,500	2,500	

架空線			26	26	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	110	110	に、
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	160	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230	230	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310	310	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		470	470	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		630	630	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	1,100	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	1,600	
外径が1メートル以上のもの	3,100	3,100			

470	300
120	81
4,300	3,200
2,800	1,800

を

590	370
150	100
5,400	4,000
3,500	2,200

に改め、同表備考第4項を次の

ように改める。

- 4 占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して河川区域内の土地を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市普通河川管理条例第18条の規定により算定した土地占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る土地占用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市普通河川管理条例第18条の規定により算定した土地占用料の額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた土地占用料の額

議案第88号

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水路の使用料の額を適正なものに改めるとともに、使用面積等に係る端数計算に関する規定を改める等の必要があるによる。

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水路使用料条例（昭和31年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 使用面積若しくは使用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表中

	円 2,300	円 2,300	
	3,600	3,600	
	4,800	4,800	
	2,100	2,100	を
	3,300	3,300	
	4,600	4,600	
占有面積1平方メートルにつき1年	4,200	4,200	」

	円 2,900	円 2,900
	4,500	4,500
	6,100	6,100
	2,600	2,600
	4,200	4,200
	5,700	5,700
使用面積1平方メートルにつき1年	5,200	5,200

に、

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	88	88
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300
外径が1メートル以上のもの	2,500	2,500		

を

架空線			26	26
-----	--	--	----	----

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	110	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	160
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230	230
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310	310
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		470	470
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		630	630
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	1,100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	1,600
外径が1メートル以上のもの	3,100	3,100		

に、

占有面積1平方メートルにつき1年	470	300
	120	81
	4,300	3,200
	2,800	1,800

を

使用面積1平方メートルにつき1年	590	370
	150	100
	5,400	4,000
	3,500	2,200

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して水路を使用している物件について、この条例による改正後の福岡市水路使用料条例第3条の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。
 - (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市水路使用料条例第3条の規定により算定した使用料の額
 - (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた使用料の額

議案第 86 号から議案第 88 号の説明資料

議案第 86 号 福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 87 号 福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

議案第 88 号 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

1 改正理由及び改正内容

準用河川・普通河川に係る「土地占用料」や水路に係る「水路使用料」については、電柱や通路橋など、河川等を継続して使用する物件の使用対価として、準用河川流水占用料等徴収条例等に基づき徴収している。

「土地占用料」や「水路使用料」については、道路占用料算定と同様に、固定資産税評価額等を基礎として算定し、電柱など道路占用物件と共通する占用物件があることから、道路占用料の改定に合わせて金額の改定を行うとともに、占用物件の面積や長さの端数の取り扱いについても、道路占用料の算定方法の精緻化と同様に改正を行うもの。

また、普通河川及び水路については、占用物件の区分を細分化し、準用河川の条例区分と同様に「架空線」の区分を設ける改正を行うもの。

改正内容については、別紙 1「福岡市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表」から別紙 3「福岡市水路使用料条例新旧対照表」のとおり、条例別表の土地占用料の額等について改正を行うもの。

＜主な占用物件の土地占用料、水路使用料改定＞

- ・電柱などの市内全域に設置される占用物件：約 25 パーセントの増額

＜占用物件の面積や長さの精緻化後の算定例＞

- ・精緻化例：現行 $1.815 \text{ m}^2 \rightarrow 2 \text{ m}^2$ 改正案 $1.815 \text{ m}^2 \rightarrow 1.81 \text{ m}^2$
(小数点以下切上げ) (小数点第 3 位以下切捨て)

2 激変緩和措置

今回の条例改正に伴う土地占用料等の額の改定により、一部の占用者については、急激な負担増となるため、道路占用料の条例と同様に、令和 5 年度から継続して占用している物件に係る令和 6 年度の土地占用料等の額については、改定後の占用料が改定前の金額の 1.2 倍を超える場合は 1.2 倍とし、令和 7 年度以降の土地占用料等の額についても、改定後の土地占用料等の額に到達するまでは、前年度の土地占用料等の額の 1.2 倍とする激変緩和措置を条例附則に設けるもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 主な土地占用料等の改正（新旧対照表の抜粋）

(1) 準用河川流水占用料等徴収条例・普通河川管理条例関係

別紙1 「福岡市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表」

旧					新				
第1条～第8条 略					第1条～第8条 略				
別表第1 略					別表第1 略				
別表第2					別表第2				
土 地 占 用 料					土 地 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1級地区	2級地区				1級地区	2級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円	電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円
			2,300	2,300				2,900	2,900
	第2種電柱		3,600	3,600				4,500	4,500
	第3種電柱		4,800	4,800				6,100	6,100
(省略)					(省略)				
その他	工作物を伴うもの	占用面積1平方メー	4,300	3,200	その他	工作物を伴うもの	占用面積1平方メ	5,400	4,000
	工作物を伴わないもの	トルにつき1年	2,800	1,800			トルにつき1年	3,500	2,200
備考					備考				
1～3 略					1～3 略				
4 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、占用の長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルに、それぞれ切り上げる。					4 占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。				
以下 略					以下 略				

(2) 水路使用料条例関係

別紙3 「福岡市水路使用料条例新旧対照表」

旧					新				
第1条・第2条 略					第1条・第2条 略				
(使用料の額)					(使用料の額)				
第3条 使用料の額は、別表のとおりとし、市長が別に定める地区の区分に従い次の各号により算定する。但し、別表により難いときは、その都度市長がこれを定める。					第3条 使用料の額は、別表のとおりとし、市長が別に定める地区の区分に従い次の各号により算定する。但し、別表により難いときは、その都度市長がこれを定める。				
(1) 略					(1) 略				
(2) 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに、使用の長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルに、それぞれ切り上げる。					(2) 使用面積若しくは使用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。				
(3) 略					(3) 略				
第4条～第8条 略					第4条～第8条 略				
別表					別表				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1級地区	2級地区				1級地区	2級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円	電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円
			2,300	2,300				2,900	2,900
	第2種電柱		3,600	3,600				4,500	4,500
	第3種電柱		4,800	4,800				6,100	6,100
(省略)					(省略)				
その他	工作物を伴うもの	占用面積1平方メー	4,300	3,200	その他	工作物を伴うもの	使用面積1平方メー	5,400	4,000
	工作物を伴わないもの	トルにつき1年	2,800	1,800			トルにつき1年	3,500	2,200
備考					備考				
略					略				

別紙1 「福岡市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表」

旧					新							
第1条～第8条 略 別表第1 略 別表第2					第1条～第8条 略 別表第1 略 別表第2							
土地占用料					土地占用料							
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額				
			1級地区	2級地区				1級地区	2級地区			
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円	電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円			
	第2種電柱		2,300	2,300		第2種電柱		2,900	2,900			
	第3種電柱		3,600	3,600		第3種電柱		4,500	4,500			
電話柱	第1種電話柱		4,800	4,800	電話柱	第1種電話柱		6,100	6,100	第1種電話柱	2,600	2,600
	第2種電話柱		2,100	2,100		第2種電話柱		4,200	4,200			
	第3種電話柱		3,300	3,300		第3種電話柱		5,700	5,700			
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	4,200	4,200	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	5,200	5,200					
送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	4,200	4,200	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	5,200	5,200					
架空線		21	21	架空線		26	26					
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	88	88	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	110			
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	160			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230	230			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310	310			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		470	470			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		630	630			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	1,100			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	1,600			
外径が1メートル以上のもの	2,500	2,500	外径が1メートル以上のもの	3,100	3,100							
鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,200	4,200	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,200	5,200					
標識類	1基につき1年	3,300	3,300	標識類	1基につき1年	4,200	4,200					
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)	占用面積1平方メートルにつき1年	470	300	通路その他これに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)	占用面積1平方メートルにつき1年	590	370			
	農業用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)		120	81		農業用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)		150	100			
栈橋		280	280	栈橋		350	350					
係船くい	1本につき1年	280	280	係船くい	1本につき1年	350	350					
遊船	1隻につき1年	9,500	9,500	遊船	1隻につき1年	11,800	11,800					
公園、緑地、広場及び運動場	占用面積1平方メートルにつき1年	53	53	公園、緑地、広場及び運動場	占用面積1平方メートルにつき1年	66	66					
その他	工作物を伴うもの	4,300	3,200	その他	工作物を伴うもの	5,400	4,000					

工作物を伴わないもの		<u>2,800</u>	<u>1,800</u>	工作物を伴わないもの		<u>3,500</u>	<u>2,200</u>
備考 1～3 略 4 <u>占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、占有の長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルに、それぞれ切り上げる。</u>				備考 1～3 略 4 <u>占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。</u>			
以下 略				以下 略			

別紙2 「福岡市普通河川管理条例新旧対照表」

旧				新				
第1条～第25条 略 別表第1 略 別表第2				第1条～第25条 略 別表第1 略 別表第2				
土 地 占 用 料				土 地 占 用 料				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
		1級地区	2級地区			1級地区	2級地区	
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 2,300	円 2,300	電柱	第1種電柱	円 2,900	円 2,900
	第2種電柱		3,600	3,600		第2種電柱	4,500	4,500
	第3種電柱		4,800	4,800		第3種電柱	6,100	6,100
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	2,100	2,100	電話柱	第1種電話柱	2,600	2,600
	第2種電話柱		3,300	3,300		第2種電話柱	4,200	4,200
	第3種電話柱		4,600	4,600		第3種電話柱	5,700	5,700
送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年		4,200	4,200	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	5,200	5,200
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	88	88	架空線		26	26
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130	外径が0.07メートル未満のもの	110	110	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	160	160	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	230	230	
	外径が0.2メートル未満のもの		380	380	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	310	310	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		500	500	外径が0.2メートル未満のもの	470	470	
	外径が0.3メートル未満のもの		880	880	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	630	630	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,300	1,300	外径が0.3メートル未満のもの	1,100	1,100	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,500	2,500	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1,600	1,600	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	3,100	3,100	
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)	占用面積1平方メートルにつき1年	470	300	通路その他これに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)	590	370
	農業用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)		120	81		農業用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)	150	100
その他	工作物を伴うもの	1本につき1年	4,300	3,200	その他	工作物を伴うもの	5,400	4,000
	工作物を伴わないもの		2,800	1,800		工作物を伴わないもの	3,500	2,200
備考 1～3 略 4 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、占用の長さに1メートル未満の端数があるときは1メートル				備考 1～3 略 4 占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに				

ルに、それぞれ切り上げる。

以下 略

0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

以下 略

別紙3 「福岡市水路使用料条例新旧対照表」

旧				新							
第1条・第2条 略 (使用料の額) 第3条 使用料の額は、別表のとおりとし、市長が別に定める地区の区分に従い次の各号により算定する。但し、別表により難いときは、その都度市長がこれを定める。 (1) 略 (2) <u>使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに、使用の長さ1メートル未満の端数があるときは、1メートルに、それぞれ切り上げる。</u> (3) 略 第4条～第8条 略 別表				第1条・第2条 略 (使用料の額) 第3条 使用料の額は、別表のとおりとし、市長が別に定める地区の区分に従い次の各号により算定する。但し、別表により難いときは、その都度市長がこれを定める。 (1) 略 (2) <u>使用面積若しくは使用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u> (3) 略 第4条～第8条 略 別表							
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額			
			1級地区	2級地区				1級地区	2級地区		
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円	電柱	第1種電柱	1本につき1年	円	円		
			2,300	2,300					2,900	2,900	
	第2種電柱		3,600	3,600				第2種電柱	4,500	4,500	
第3種電柱	4,800		4,800		第3種電柱	6,100		6,100			
電話柱	第1種電話柱			2,100	2,100	電話柱		第1種電話柱		2,600	2,600
	第2種電話柱			3,300	3,300				第2種電話柱		4,200
	第3種電話柱		4,600	4,600			第3種電話柱		5,700	5,700	
送電塔	占有面積1平方メートルにつき1年		4,200	4,200	送電塔	使用面積1平方メートルにつき1年		5,200	5,200		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	88	88	架空線			26	26		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130	外径が0.07メートル未満のもの			110	110		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			160	160		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			230	230		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			310	310		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			470	470		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			630	630		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,100	1,100		
	外径が1メートル以上のもの		2,500	2,500	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,600	1,600		
						外径が1メートル以上のもの			3,100	3,100	
	通路その他これに類するもの		宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。) 農業用通路橋(幅4メートル未満のもの)	占有面積1平方メートルにつき1年	470	300	通路その他これに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。) 農業用通路橋(幅4メートル未満のもの)	使用面積1平方メートルにつき1年	590	370
			120	81				150	100		

	のを除く。)		
その他	工作物を伴うもの	4,300	3,200
	工作物を伴わないもの	2,800	1,800

備考
略

	の 一トル未満のものを除く。)		
その他	工作物を伴うもの	5,400	4,000
	工作物を伴わないもの	3,500	2,200

備考
略

議案第99号

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴い定款を変更することについて、地方道路公社法第5条第5項の規定により同意を求められたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴う定款の変更について次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

福北総第100号
令和5年11月24日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安 和 秀

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款変更に関する同意申請について

当公社に対する令和6年度分の福岡県、福岡市及び北九州市からの出資については、当公社の基本財産の額が増加することとなるため、当公社定款第16条の規定を別紙のとおり変更する必要があるため、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第5項の規定により、貴市の同意を求めます。

(別紙)

定 款 の 変 更 事 項

変 更 前	変 更 後
(基本財産の額) 第16条 この道路公社の基本財産の額は、 2,261億5,460万円とし、地方公共団体の出 資の額は、次のとおりとする。 福 岡 県 1,130億7,730万円 福 岡 市 841億1,650万円 北九州市 289億6,080万円	(基本財産の額) 第16条 この道路公社の基本財産の額は、 2,270億660万円とし、地方公共団体の出 資の額は、次のとおりとする。 福 岡 県 1,135億 330万円 福 岡 市 844億5,550万円 北九州市 290億4,780万円

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う 定款の変更に関する同意について

当議案は、福岡北九州高速道路公社において、令和6年度の福岡高速3号線延伸事業及び北九州高速5号線（戸畑～枝光間）の整備事業等の実施にあたり、福岡県、福岡市及び北九州市から出資を受け、同公社の基本財産の額が増加することに伴い、同公社の定款の変更を行うことについて、地方道路公社法第5条第5項の規定に基づき同意するにあたり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 基本財産の額の内訳

	変更前	変更後	令和6年度増加額
福岡県	1,130億7,730万円	1,135億 330万円	4億2,600万円
福岡市	841億1,650万円	844億5,550万円	3億3,900万円
北九州市	289億6,080万円	290億4,780万円	8,700万円
総 額	2,261億5,460万円	2,270億 660万円	8億5,200万円

2 福岡高速3号線延伸事業の令和6年度事業費

45億2千万円

[参考] 有料道路事業の財源内訳（全額、通行料金収入による償還対象となる）

	構成比率	設立団体別割合		備考
		福岡県	福岡市	
設立団体出資金	15%	7.5%	7.5%	道路公社に対する出資
設立団体貸付金	35%	17.5%	17.5%	道路公社に対する貸付(国の財政融資資金を特別転貸債として借入)
政府資金貸付金	25%	12.5%	12.5%	道路公社に対する債務保証
民間資金貸付金	25%	12.5%	12.5%	道路公社に対する債務保証
計	100%	50.0%	50.0%	

(参考) 地方道路公社法 (抜粋)

(定款)

第五条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体たる地方公共団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲
- 七 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画
- 八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 九 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）以外の第八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

令和6年度 道路下水道局組織編成案

道路下水道局 457

1理事 6部 34課 99係 6主査

理事 1

総務部 37

- 総務課 7 (総務係、広報・調整係)
- 政策調整課 5 (政策調整係、主査)
- 経理課 14 (財務第1・第2係、会計係、×主査)
- 下水道料金課 10 (使用料・負担金係、収納・整理係)

管理部 67

- 路政課 18 (管理係、認定・台帳係、用地係)
- 自転車課 10 (施設計画係、駐輪対策係)
- 駐車場施設課 6 (計画係、管理係)
- 道路維持課 13 (調整係、アセットマネジメント係、電気施設係)
- 下水道管理課 19 (用地管理係、下水道係、管路係、排水設備係、主査)

計画部 54

- 道路利活用推進課 9 (道路利活用推進係、開発指導係、無電柱化推進係)
- 道路計画課 12 (第1・第2・第3係)
- 高速道路推進課 7 (調整係、事業推進係、×主査)
- 下水道企画課 10 (企画係、事業計画係、技術係)
- 下水道計画課 8 (計画係、資源活用係、主査)
- 河川計画課 7 (調整係、計画係)

建設部 130

- 建設推進課 10 (第1・第2係)
- 東部道路課 22 (建設第1・第2・第3係、改築係)
- 西部道路課 18 (建設第1・第2・第3係、改築係)
- × 雑餉隈連続立体交差課
- 東部下水道課 20 (第1・第2・第3係)
- 中部下水道課 22 (第1・第2・第3係、主査)
- 西部下水道課 19 (第1・第2・第3係)
- 河川課 18 (管理係、設備係、建設第1・第2係)

下水道施設部 111

- 施設調整課 14 (施設調整係、整備計画係、再生水推進係、主査)
- 施設整備課 21 (土木係、建築係、機械係、電気係)
- 水質管理課 15 (水質指導係、水質管理係、水質試験係)
- 東部水処理センター 15 (管理係、操作第1・第2係、水質係)
- 中部水処理センター 17 (管理係、操作第1・第2・第3係、水質係)
- 西部水処理センター 17 (管理係、操作第1・第2係、水質係、新西部操作係、主査)
- 和白水処理センター 11 (管理係、操作係、水質係)

用地部 56

- 用地調整課 11 (管理・収用係、補償指導係)
(公共施設用地課長を兼務)
- 公共施設用地課 2 (用地補償係)
(用地調整課長が兼務)
- 東部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)
- 中部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)
- 西部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)

<凡例>

新設

× 廃止

定数変更 ・ 名称変更

令和5年度 道路下水道局組織編成

道路下水道局 457

1理事 6部 35課 98係 7主査

理事 1

総務部 39

- 総務課 7 (総務係、広報・調整係)
- 政策調整課 5 (政策調整係、主査)
- 経理課 16 (財務第1・第2係、会計係、主査)
- 下水道料金課 10 (使用料・負担金係、収納・整理係)

管理部 65

- 路政課 18 (管理係、認定・台帳係、用地係)
- 自転車課 10 (施設計画係、駐輪対策係)
- 駐車場施設課 6 (計画係、管理係)
- 道路維持課 13 (調整係、アセットマネジメント係、電気施設係)
- 下水道管理課 17 (用地管理係、下水道係、管路係、排水設備係)

計画部 54

- 道路活用推進課 9 (道路利活用推進係、開発指導係、無電柱化推進係)
- 道路計画課 12 (第1・第2・第3係)
- 高速道路推進課 7 (調整係、事業推進係、主査)
- 下水道企画課 10 (企画係、事業計画係、技術係)
- 下水道計画課 8 (計画係、資源活用係、主査)
- 河川計画課 7 (調整係、計画係)

建設部 130

- 建設推進課 10 (第1・第2係)
- 東部道路課 17 (第1・第2・第3係)
- 西部道路課 18 (第1・第2・第3係)
- 雑餉喂連続立体交差課 5 (事業推進係)
- 東部下水道課 20 (第1・第2・第3係)
- 中部下水道課 22 (第1・第2・第3係、主査)
- 西部下水道課 19 (第1・第2・第3係)
- 河川課 18 (管理係、設備係、建設第1・第2係)

下水道施設部 111

- 施設調整課 14 (施設調整係、整備計画係、再生水推進係、主査)
- 施設整備課 21 (土木係、建築係、機械係、電気係)
- 水質管理課 15 (水質指導係、水質管理係、水質試験係)
- 東部水処理センター 15 (管理係、操作第1・第2係、水質係)
- 中部水処理センター 17 (管理係、操作第1・第2・第3係、水質係)
- 西部水処理センター 17 (管理係、操作第1・第2係、水質係、新西部操作係、主査)
- 和白水処理センター 11 (管理係、操作係、水質係)

用地部 56

- 用地調整課 11 (管理・収用係、補償指導係)
(公共施設用地課長を兼務)
- 公共施設用地課 2 (用地補償係)
(用地調整課長が兼務)
- 東部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)
- 中部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)
- 西部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)